

市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差し押さえなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差押えなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※令和6年中の延滞金の率は、法律の規定により年8.7パーセントです(ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.4パーセント)。

休日夜間 納税・相談窓口の開設	
▶休日	毎週日曜日の午前8時30分～正午 ※年末年始を除く
▶夜間	毎週火曜日の午後5時15分～7時 ※祝日、年末年始を除く
▶場所	収納課

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、右のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

令和6年度 市税など納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	7月1日(月)	9月2日(月)	10月31日(休)	12月25日(休)	
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	5月31日(金)	7月31日(休)	9月30日(月)	12月2日(月)	
軽自動車税	全期				
	5月31日(金)				
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	7月31日(休)	9月2日(月)	9月30日(月)	10月31日(休)	12月2日(月)
	第6期	第7期	第8期	第9期	
	12月25日(休)	1月31日(金)	2月28日(金)	3月31日(月)	

市税の納付は口座振替のご利用を

市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▶**申し込み** 預金通帳と通帳届出印を持参し、市内各金融機関窓口または収納課で手続きをしてください。また、収納課では、キャッシュカードとその暗証番号により申し込みができます。申し込みの際は、取り扱うことができない金融機関やキャッシュカードがありますので、事前にお問い合わせください。

納税方法が拡大されました

令和6年度から、対象となる税目で「eL-QR(地方税統一QRコード)」や「eL番号」が印字された納付書をお持ちの方は、地方税お支払サイトを利用し、クレジットカードなどでの納付が可能になります。従来のコンビニ納付やスマートフォン決済アプリ納付も含めて、日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。詳しい内容は、地方税お支払サイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>)をご覧ください。

また、納付書裏面に記載されている指定金融機関の他、全国のeL-QR対応金融機関で市税の納付ができるようになります。

- ▶**対象税目** 市・県民税、国民健康保険税
※固定資産税・都市計画税、軽自動車税も引き続き利用できます。
- ▶**注意事項**
 - ・スマホ決済アプリや地方税お支払サイトをご利用の場合、領収書や納税証明書は発行されません。納税証明書が必要な場合は税務課で発行します。
 - ・地方税お支払サイトで利用できる納付方法の一部では、システム利用料が発生するものがあります。
- ▶**問い合わせ** 収納課(内線236・237)

市制施行75周年記念市民提案実施事業が決定しました

市は、昭和24年5月3日の市制施行から令和6年度で75周年を迎えます。

この記念すべき年を迎えるに当たり、市民の皆さんが企画・提案し、自ら実施する事業の募集を行い、19事業の応募をいただきました。市制施行75周年記念事業検討委員会の審査を経て、8つの提案を記念事業として採択しましたので、次のとおりお知らせします。たくさんのご応募ありがとうございました。

市民提案事業一覧

事業名
市制施行75周年記念 「忍城を守れ!～サムライ・にんじゃ募集～」夏の陣/冬の陣
市制施行75周年記念 行田花手水アートフェスタ
市制施行75周年記念 ミュージカル「甲斐姫物語」
市制施行75周年記念 「甲斐の道の創造…未来への光」
市制施行75周年記念 オリジナル朗読劇「あっぱれ!」
市制施行75周年記念 ファミリーミュージカルコンサートと記念ご当地オリジナルソング制作事業
市制施行75周年記念 「遊びと文化の融合」書道イベント「爛漫～イロトリドリノセカイ～」
市制施行75周年記念 合唱曲委嘱初演及び行田市合唱連盟40周年記念合唱祭



※各事業の概要は、市ホームページでお知らせします。

▶**問い合わせ** 企画政策課企画政策担当(内線309)

行田市犯罪被害者等支援条例を制定しました ～安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて～

市では、犯罪により心身に被害を受けて苦しむ被害者やその家族に必要な施策を総合的に推進し、犯罪被害に遭った方の権利利益の保護、被害の軽減および回復を図り、市民の皆さんが安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組むため「行田市犯罪被害者等支援条例」を制定し、4月1日から施行しています。

この条例で定める基本理念やそれぞれの役割とともに、犯罪に遭った方の置かれている状況や支援の必要性について、ご理解とご協力をお願いします。

条例の基本理念

- ・犯罪被害者等の尊厳を重んじ、処遇の保障に配慮します。
- ・犯罪被害者等の被害状況などに応じて、途切れることなく適切に支援を行います。
- ・犯罪被害者等の支援は二次的被害を生じさせることのないように行い、個人情報の適正な取り扱いに配慮します。

市が実施する支援の内容

- 基本理念にのっとり、県や警察などの関係機関と協力、連携しながら犯罪被害に遭った方への支援を実施します。
- 犯罪被害に遭った方の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。
- 適切に犯罪の被害相談に応じることができるよう、窓口職員の育成を行います。
- 故意による犯罪行為に対する見舞金を給付します(遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円)。

私たちができること

犯罪被害に遭った方は、さまざまな悩みを抱えていますが、私たちの配慮で二次的被害(※)を防止することができます。

※二次的被害とは、直接の被害を受けた後に、周囲の言動などから受ける精神的苦痛など

(例)

- ・近所や職場などにおける無神経な言葉や視線、うわさ話
- ・SNSでの中傷、プライバシーの侵害
- ・マスコミなどメディアによる過剰取材

個人ができること(例)

- ・普段どおりに接して、あいさつをする
- ・求められた際に話し相手になる
- ・無責任なうわさ話はしない

事業者ができること(例)

- ・休暇取得などへの配慮
- ・業務量の調整

犯罪被害者等早期援助団体にご相談ください

公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター(電話048-865-7830)は、犯罪や事故に遭われた方とその家族の心の痛みに寄り添っている民間団体です。殺人・傷害・DV・ストーカーなどの被害に遭われた方に対し、専門の相談員やボランティア支援員による各種サポート活動を行っています。誰にも相談できないときは同センターへご連絡ください。

▶**問い合わせ** 地域活動推進課くらし安心担当(内線211)